

奈良県告示第二百八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和四年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
門川 佳央	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	消化器外科（ ぼうこう又は 直腸機能障害、 小腸機能障害	令和四年七 月三十一日
加藤 滋	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	消化器外科（ ぼうこう又は 直腸機能障害、 小腸機能障害	令和四年八 月三十一日